

税制調査会（第1回総会）議事録

日 時：令和2年1月10日（金）10時10分～10時40分

場 所：内閣総理大臣官邸大ホール

○山崎内閣府事務次官

失礼申し上げます。内閣府次官の山崎です。

会長が互選されるまでの間、私が便宜上議事を進行させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、ただいまから第1回税制調査会を開催します。

本日は、宮下内閣副大臣、長谷川総務副大臣、藤川財務副大臣に冒頭から御同席いただいております。

なお、安倍総理、麻生大臣、菅官房長官、西村副長官、岡田副長官、杉田副長官は、閣議の関係もあり、会長互選後に入室されます。

なお、本日は会長の互選後、総理の御挨拶を含め、マスコミに公開させていただきますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

お手元の名簿を御確認いただければと思いますが、20名の方々を税制調査会の委員として、25名の方々を特別委員として発令しています。なお、恐縮ですが、辞令はお手元に配付していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、税制調査会令第4条の規定により、会長は委員の互選により選任されることになっています。会長について、どなたか御推薦いただけないでしょうか。

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

税制や租税法に関する造詣の深さの点から、中里委員に会長をお務めいただくのが適当であると考えます。

○山崎内閣府事務次官

ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

土居委員、お願いします。

○土居委員

私も、会長は中里委員にお務めいただくのが適当かと存じます。平成25年から税制調査会の会長として議論をリードされ、先般は答申を取りまとめられたという実績もございます。ぜひ中里委員に会長になっていただきたいと思います。

○山崎内閣府事務次官

ありがとうございます。

ただいま、中里委員を会長に推薦する御意見がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山崎内閣府事務次官

ありがとうございます。

御異議なしとなりました。

それでは、皆様の互選により、中里委員に会長に御就任いただくことに決定しました。

それでは、中里委員には、会長の席にお移りいただきたいと存じます。

(中里委員、会長席へ移動)

○山崎内閣府事務次官

税制調査会令第4条の規定によると、会長が会長代理をあらかじめ指名することとされています。

中里会長から、会長代理の御指名をお願いします。

○中里会長

それでは、本日は御欠席ですけれども、神野委員にお願いしたいと思います。

○山崎内閣府事務次官

ただいま、中里会長から神野委員が会長代理に指名されました。

それでは、私の議事進行はここまでとしまして、この後は中里会長に議事を進めていただくこととなります。

間もなく総理が到着されますので、着席のままお待ちください。

また、ここで報道関係の方々が入室します。

(報道関係者入室)

(麻生大臣、菅官房長官、官房副長官入室)

(安倍内閣総理大臣入室)

○山崎内閣府事務次官

それでは、中里会長、よろしくをお願いします。

○中里会長

ただいま会長に選任いただきました中里実です。

皆様の幅広い御知見をお借りしながら議論を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくをお願いいたします。

議論に先立ちまして、一言申し上げます。

平成25年から昨年9月まで特別委員を務めていただきました山田淳一郎先生が、昨年12月29日に御逝去されました。

山田先生の御功績に改めて敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈りします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず、安倍総理から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○安倍内閣総理大臣

皆様、おはようございます。

安倍内閣は、「成長なくして財政再建なし」との方針の下、経済財政運営に取り組んでまいりました。税制においても、成長志向の法人税改革や働き方の多様化に対応した個人所得課税の見直し等を進めてまいりました。

今後、さらに、人口減少・少子高齢化や、経済のグローバル化・デジタル化の進展といった経済社会の構造変化に対し、スピード感をもって対応していく必要があります。

中里会長をはじめ、委員の皆様には、各税目が果たすべき役割を見据えつつ、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と、財政健全化の達成を両立させるため、あるべき税制の具体化に向けて充実した御審議を進めていただくことをお願い申し上げます。

○中里会長

総理、ありがとうございました。

続きまして、安倍総理から当会議に対する諮問を頂戴したいと思います。

(安倍内閣総理大臣より中里会長へ諮問文を手交)

○中里会長

ありがとうございました。

税制調査会では、平成25年に安倍総理から諮問をいただき、それ以来、経済社会の構造変化に合わせて税制がどのように対応していくべきか議論を行い、昨年9月には令和時代の中長期的な税制のあり方について答申を提示させていただきました。

ただいま総理からいただいた諮問では、あるべき税制の具体化に向けた審議を御要請いただきました。この御要請にお応えできるよう、税制調査会の新たな体制のもとでしっかりと議論をしてまいりたいと思います。

それでは、申し訳ないのですが、カメラの皆様はここで御退室をお願いできませんでしょうか。

なお、記者の方々は引き続き傍聴をお願いします。

(カメラ撮り終了)

○山崎内閣府事務次官

それでは、ここで委員の皆様を座席順に御紹介させていただきます。

まず、赤井伸郎特別委員です。

秋池玲子特別委員です。

足立泰美特別委員です。

井伊重之委員です。

井伊雅子委員です。

石井夏生利特別委員です。

石井隆一特別委員です。

梅澤高明特別委員です。

大田弘子特別委員です。
岡村忠生委員です。
翁百合特別委員です。
梶川融特別委員です。
加藤淳子委員です。
熊谷亮丸特別委員です。
神津信一特別委員です。
神津里季生特別委員です。
佐藤主光委員です。
清家篤委員です。
関根達雄委員です。
武田洋子委員です。
田近栄治特別委員です。
田中常雅特別委員です。
辻琢也委員です。
寺井公子委員です。
土居丈朗委員です。
刀祢館久雄委員です。
富山和彦特別委員です。
中空麻奈委員です。
仲村教子委員です。
沼尾波子委員です。
林正義特別委員です。
平野未来特別委員です。
増田悦子特別委員です。
増田寛也特別委員です。
宮崎緑委員です。
宮永俊一特別委員です。
森博幸特別委員です。
ありがとうございました。

なお、本日、大竹文雄特別委員、神野直彦委員、諏訪貴子特別委員、増井良啓委員、諸富徹特別委員、吉川洋特別委員、吉村政穂委員は、御都合により欠席されています。

苗字の重なる方が何人かいらっしゃいますので、今後、どういうふうに指名申し上げたらいいか、熟慮していきたいと思います。

それでは、今後3年間、皆様、どうぞよろしく申し上げます。

ここで、安倍総理、政務の皆様は御退席されます。ありがとうございました。

(安倍内閣総理大臣、麻生大臣、菅官房長官、官房副長官、副大臣退室)

○中里会長

それでは、議事に戻ります。

今回、新たに税制調査会が発足しましたので、まず、会議の運営方法など議事規則について事務局から御説明いただければと思います。

山崎次官、よろしくをお願いします。

○山崎内閣府事務次官

ありがとうございます。

それでは、御説明させていただきます。

まず、税制調査会の運営の基本ですが、税制調査会に関する政令の規定がございまして、お手元の資料1－3を御覧いただければと思います。

次に、資料1－4がございしますが、税制調査会議事規則です。

特に税制調査会令第10条の規定に基づいて、運営に関し必要な事項として規則が定められています。

ポイントを御説明させていただきます。特に公開について御説明したいと思います。

第5条ですが、会議の公開について、会議資料及び議事録を含め、原則公開することとしています。ただし、公開することで公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、会議、会議資料、議事録を非公開とすることができることとしています。

なお、具体的な会議の公開の方法ですが、過去の税制調査会では、マスコミの方々により傍聴と、総会についてはインターネット上での中継を行っていました。

私からの説明は、以上です。

○中里会長

ありがとうございます。

今、お話がございましたが、会議の公開に関して、私の考えを述べさせていただきます。

御承知のとおり、税は社会を支える公共サービスの費用を分かち合うもので、より多くの国民の皆様に理解を深めていただくべき、非常に大切なテーマです。

このため、税制調査会の議論は広く国民の皆様に公開すべきとの考えのもと、平成13年以来、記者の皆様による傍聴とインターネット中継を実施していますので、これを今後も続けてはどうかと考えています。また、議事録については、これまでと同様に、発言者のお名前を入れた議事録を作成し、皆様に内容を御確認いただいた後に公表したいと思います。

それでは、このインターネット中継の点も含めて、先ほど御説明いただいた議事規則について、どなたか御意見等はございますか。

(挙手する者なし)

特段御意見がないようですので、議事規則については、この内容のとおりとしたいと思います。どうかよろしく願います。

最後に、今後の審議の進め方についてお話ししたいと思うのですが、その前に、新たに委員や特別委員になられた方もいらっしゃいますので、総理からの諮問にございました答申の内容が今後の審議の前提となりますので、事務局から簡単に御説明をお願いします。

矢野主税局長、お願いいたします。

○矢野主税局長

財務省の主税局長です。

私から、昨年9月に取りまとめていただきました答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」について、簡潔に御説明させていただきます。

この答申は、平成25年に行われた安倍総理から税制調査会への諮問を受けて、経済社会の構造変化を踏まえ、令和時代の税制がどのようにあるべきかについての考え方が示されたものです。

事務局といたしまして、概要をまとめたA4横2枚の資料をお手元に配付させていただいていますので、御覧いただければと思います。

資料の1ページ目、上の囲みの部分になりますけれども、答申では、経済社会の構造変化が5つに整理されていまして、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化、財政の構造的な悪化の5つが掲げられています。

次に、資料の下の囲みの部分になりますけれども、経済社会の構造変化を受けまして、令和時代の税制のあり方をどのように考えるか、こちらも大きく5つのテーマに分けて整理されています。

最初に、人口減少・少子高齢化への対応です。人口減少・少子高齢化の下で社会保障給付を賄うためには、専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことには自ずと限界があり、また、グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要があることが指摘されています。

こうした中、消費税は、国民が幅広く負担を分かち合う税であり、所得に対して逆進的との指摘がある一方で、国境税調整等の仕組みにより、投資、生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さいという特徴があるとされています。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中で、消費税の役割が一層重要になっているとされています。

次に、働き方やライフコースの多様化等への対応です。(1)の個人所得課税につきましては、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向けて、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要とされています。

(2)の企業年金・個人年金等に関する税制については、働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱いや、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討する必要があるとされています。また、貯蓄・投資等に関する税制については、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在することから、退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要とされています。金融所得課税については、勤労所得との間での負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべきと指摘されています。

次のページにお進みいただくと、(3)では資産課税についてです。まず、平成25年度の税制改正における相続税の見直しの効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要とされています。また、いわゆる「老老相続」が増加する中で、相続税と贈与税をより一体的に捉えて、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要があるとされています。

次に、経済のグローバル化やデジタル化等への対応です。グローバル化に対応した法人課税のあり方として、租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべきであることが指摘されているほか、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の立地競争力向上や企業の競争力強化が図られてまいりましたが、租税特別措置については、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要であるとされています。また、国際的な租税回避への対応、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応が重要であるとされています。(4)の企業経営の実態を踏まえた連結納税制度の見直しについては、制度の簡素化により、企業の事務負担を軽減する必要があるとされています。

次に、デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現です。納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要があることなどが指摘されています。

それから、持続可能な地方税財政基盤の構築です。人口減少・少子高齢化をはじめとする経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要があると指摘されています。

最後に、先月に閣議決定をされました令和2年度の税制改正の大綱の中において、例えば、連結納税制度の見直し、国際的な租税回避に対応すること、請求書等の電子化を推進し、企業等の生産性向上を後押しする観点から、電子帳簿保存法を見直すなど納税環境の整備が行われることとなつていまして、答申の内容を踏まえた改正が行われていますことを申し添えさせていただきます。

私からは、以上です。

○中里会長

矢野局長、ありがとうございました。

今後の進め方については、今御説明いただいた答申や総理から頂戴いたしました諮問の内容を踏まえ、少しお時間を頂戴して、私の方で整理し、改めて皆様に御相談したいと思います。

それから、次回の会議日程については、これも決まり次第御連絡を申し上げます。

それでは、このあたりで本日は閉会といたします。

本日の会議の内容は、この後、私が記者会見で御紹介したいと思います。

これから3年間、委員の皆様の御協力をいただきながら税制調査会を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。

〔閉会〕